

「首都直下地震緊急対策推進基本計画」(平成 26 年 3 月 閣議決定)(抄)

2 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な方針

(2) 膨大な人的・物的被害への対応

③ 膨大な数の避難者・帰宅困難者等

(中略) さらに、空き家・空室の提供、民間住宅の借上げ、ホテル・旅館の活用、応急仮設住宅の早期提供等の体制を整備しておくことにより、膨大な被災者の応急住宅需要に対応する。

5 地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項

(3) 地方緊急対策実施計画に基づき実施すべき首都直下地震対策

③ 災害応急対策及び災害復旧の円滑かつ的確な実施のために必要なもの

ケ 応急仮設住宅の建設用地の確保等

応急仮設住宅の建設用地として、様々な用途の土地の活用も視野に入れ、利用可能な用地をリスト化することや、空き家・空室の提供、民間住宅の借上げ、ホテル・旅館の活用、応急仮設住宅の早期提供体制等応急住宅需要への対応について記載する。

7 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置

(2) 膨大な人的・物的被害への対応

③ 円滑かつ迅速な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

オ 膨大な数の避難者・被災者への対応

膨大な数の避難者・被災者へ対応するため、国〔内閣府等〕は、都県及び市町村による以下の取組を促進する。(中略)

さらに、首都地域においては、自力での災害対応が困難な要配慮者だけでも膨大な数に上るため、要配慮者への対応を優先し、自宅における一定の生活環境確保の支援、疎開・自主帰省

の促進などにより、避難所への避難者数の低減に係る対策を促進する。

また、周辺県や全国への被災者の広域避難（遠地避難）とその受入れの枠組を具体化するとともに、空き家・空室の提供、民間住宅の借上げ、ホテル・旅館の活用、応急仮設住宅の早期提供等の体制の整備により、膨大な避難者・被災者の発生、応急住宅需要に対応する。

シ 円滑な復旧・復興に向けた取組

円滑な復旧・復興のためには、膨大な量の災害廃棄物等の仮置場、災害廃棄物等処理する施設や仮設住宅設置のための用地等を適切に確保する必要がある。このため、広域的な処理体制の構築や事前計画の策定等、国〔内閣府、環境省等〕、都県及び市町村は、広域的な連携を含めた円滑な復旧・復興体制の確保に努める。（以下略）